

# 裁判員制度に対する認知・感情が参加意向に及ぼす影響

上市 秀雄 楠見 孝

(筑波大学大学院システム情報工学研究科, 京都大学大学院教育学研究科)

key words : 法心理学, リスク認知, 個人差

## 目的

近年,凶悪事件に対する裁判官の判決とその判決に対する国民感情との乖離が問題となっていた。その乖離をなくすため,あるいは司法をより国民の身近でわかりやすいものにするによって司法に対する信頼を向上させるために,国民の意見を裁判に取り入れるための制度,すなわち裁判員制度が平成16年5月21日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の成立により制定された。裁判員制度は,国民が刑事裁判に参加し,裁判官とともに被告人が有罪か無罪か,また有罪の場合どのような刑にするかを定める制度である。この制度は,公布の日(平成16年5月28日)から5年以内に実施(平成21年5月21日に実施)されるが,この裁判員制度が「もうじき始まる」ことを知っている人は90.1%と非常に高い。しかしその反面,「判決で被告人の運命が決まる」ことに不安を感じている人は75.5%と多く,また「裁判員に参加したい」および「参加してもよい」という人は15.5%と非常に少ない(最高裁判所,2008)。このように裁判員制度に対する認知度は非常に高いにもかかわらず,裁判員になることに対してはネガティブである人が多いのが実情である。本研究では,各個人の裁判員制度に対する認識や不安,守秘義務によるストレスなどがどのように裁判員制度への参加や裁判員制度に対する要望に影響するかについて明らかにする。

## 方法

**調査対象者** 首都圏在住の351名(年齢20~84歳,男性156名,女性195名)。質問冊子を2007年3月に郵送で配布回収した。回答者への謝礼は1,000円のプリペイドカード。

**質問項目 パーソナリティ** Five Factor Model(情緒不安定性,外向性,誠実性,協調性,開放性)を使用した。各因子は4項目で測定した。**情報量**( )メディア接触量 “新聞”, “ニュース番組”, “情報番組”, “インターネット”を一日平均何時間みているかについて実際の時間を測定した。( )裁判員制度情報接触量 犯罪および防犯に関するニュース(または政府刊行物)をみているかどうかを2項目で測定。( )裁判員制度知識量 裁判員制度に関する事柄(例:知識がなくてもOK)について知っているかどうかを4項目で測定。

**認知要因** リスク認知( )裁判員制度に対するリスク(審理ミスをするかもしれない)について5項目,( )自己の生活に対するリスク(仕事に支障がでる)3項目。コスト認知 “裁判員になると制約を受けるので面倒だ”など3項目。ベネフィット認知 “裁判員制度では市民に意見が反映される”など3項目。**感情要因** 不安感 “裁判員としてきちんと判断できるかどうか不安だ”, “周りの人の意見に左右されるのではないかと思う”など7項目。ストレス “人の人生を左右する判断をしなければならないことにストレスを感じる”, “守秘義務を守ることにストレスを感じる”など4項目。後悔予期 “誤った判断をしたら後悔すると思う”など2項目。

**行動要因** 裁判員制度参加 裁判員になりたいと思うかどうかを測定。要望( )裁判員制度に対する要望 “守秘義務を緩和してほしい”, “裁判員になったことを秘密にしてほしい”など3項目,( )裁判の当事

者になった場合の要望 “被害者になった場合,裁判員制度で裁いてほしい”など3項目。

上記項目は5段階で評定させた。

**分析方法** 共分散構造分析法(AMOS 7.0)を用いた。

## 結果と考察

**裁判員制度理解に及ぼす要因** パーソナリティが認知,感情要因に及ぼす影響については,開放性は情報接触量,情緒不安定性は不安感に影響していた(図1)。新聞,ニュース,情報番組などを見る時間が長いほど,裁判員制度に関する情報に自ら接触する傾向が高く,その結果,裁判員制度に関する正しい知識を獲得していることがわかった。これはニュースや情報番組などを見ることで,裁判員制度に関する正しい情報をニュース特集や政府刊行物などから獲得する機会を増やし,裁判員制度に対する理解を促進すると考えられる。

**裁判員制度参加に影響を及ぼす要因** 感情的プロセス(不安感が高いほど,裁判員になることにストレスを感じるため,参加を拒否する)と,認知的プロセス(制度に関する知識が豊富なほど,裁判員制度の良さを感じており,また裁判員になることによってこらむコストを低いと感じるため,裁判員になりたいと思う)という2つのプロセスが重要であることがわかった。さらにこのプロセスに重要な影響を及ぼす要因は,裁判員制度知識量であることがわかった。つまり知識量が多いほど,裁判員に対する不安感が低く,裁判員制度はよい制度であると考えられる傾向が高いため,裁判員になる意向が強いことがわかった。一方,裁判員になることによって生活や仕事に支障をきたす可能性や,裁判員としての仕事が果たせないかもしれない可能性が,裁判員を引き受けるかどうかには及ぼす影響は相対的に弱いことがわかった。

## 参考文献

最高裁判所 2008 裁判員制度に関する意識調査  
Retrieved April 08, 2008, from  
[http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/08\\_04\\_01\\_isiki\\_tyo usa.html](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/08_04_01_isiki_tyo usa.html)

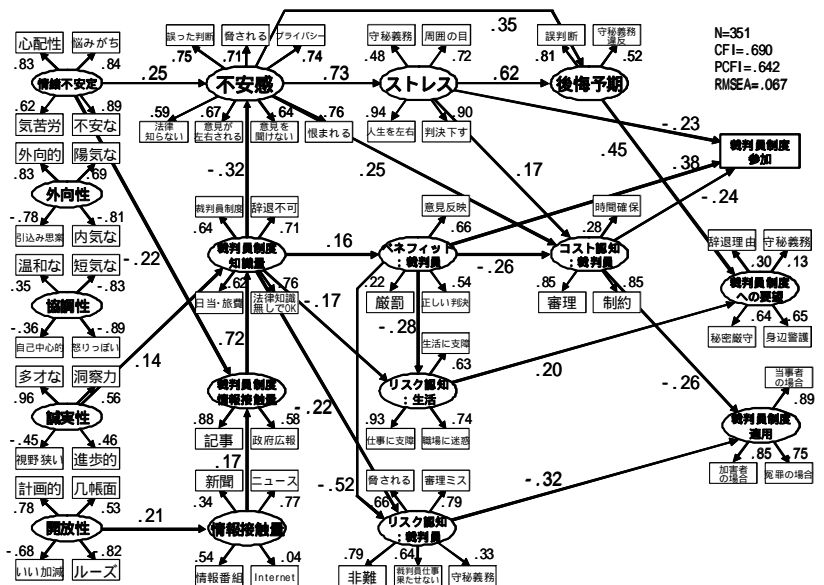


図1 裁判員制度に関する要因間の関連性

本研究は,平成18年度科学研究費補助金(課題番号:15530398)研究基盤(C)(2)による助成を受けた。(UEICHI Hideo, KUSUMI Takashi)